

○小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

昭和51年9月29日
小郡町条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業地域等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定められた商業地域及び近隣商業地域をいう。
- (2) 周辺地区 法第20条第2項に規定する周辺地区をいう。
- (3) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。
- (4) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (5) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定部分をいう。
- (6) 非特定部分 特定用途以外の用途に供する部分をいう。
- (7) 混合用途建築物 特定部分及び非特定部分を有する建築物をいう。

(地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定に基づき、条例で定める周辺地区は、商業地域等に接続するおおむね800メートル以内の区域内で町長が定める区域とする。

2 町長は、周辺地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築又は増築等の場合の駐車施設の附置)

第4条 商業地域等又は周辺地区において建築物を新築し、又は増築しようとする者は、別表第1に掲げる区分によりそれぞれ同表に定める基準によって算定した規模以上の規模を有する駐車施設を、その建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域等において建築物の全部を非特定用途に供する建築物で町長が特に駐車施設を必要としないと認めるものについては、この限りでない。

(混合用途建築物)

第5条 商業地域等内における混合用途建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合において、非特定部分の延面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延面積との合計をその建築物の延面積とする。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 商業地域等又は周辺地区において、建築物の部分を大規模の修繕又は大規模の模

様替(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。)によって用途変更しようとする者は、別表第2に掲げる区分によりそれぞれ同表に定める基準によって算定した規模以上の規模を有する駐車施設を、その建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が商業地域等若しくは周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなして第4条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第8条 第4条から第6条までの規定により附置する駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅2.3メートル以上、奥行5.0メートル以上とし、かつ、自動車(法第2条第4号に規定する自動車をいう。)が有効に駐車し、円滑に入出力ができるものでなければならない。

- 2 駐車施設は、駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。
- 3 前2項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認定したもの又はそれらと同程度以上の能力を有するものについては適用しない。

改正(平13条例第4号)

(届出)

第9条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、あらかじめ規則で定めるところに従い駐車施設の位置、規模等について町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(駐車施設の附置の特例)

第10条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により、附置することが困難な場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。

- 2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところに従い当該駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ町長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第11条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、この条例は、適用しない。

- 2 この条例施行後新たに商業地域等又は周辺地区に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6箇月以内に建築物の新築若しくは増築又は用途変更の工事に着手した場合は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、当該新築若

しくは増築又は用途変更については、当該地区又は地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第12条 第4条から第6条までの規定により附置された駐車施設(第10条第1項に規定する駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設の目的に適合するように常時管理しなければならない。

(立入検査等)

第13条 町長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設の立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 町長は、第4条から第6条まで、第8条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置又は原状回復その他の当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により当該違反者に対して措置を命じようとするときは、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第15条 前条第1項の規定による町長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(法人等の罰則)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して6箇月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した場合は、当該新築若しくは増築又は用途変更については、適用

しない。

附 則(平成13年3月23日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

別表第1

地域又は地区	建築物の用途	建築物の規模	駐車施設の規模
商業地域等	全部を特定用途に供するもの	延面積が1,000平方メートルを超えるものの新築	延面積が1,000平方メートルを超える部分の面積について 200平方メートルまでごとに1台
		延面積が増築によって1,000平方メートルを超えることとなるもの	
		延面積がすでに1,000平方メートルを超えているものの増築	
	全部を非特定用途に供するもの	延面積が3,000平方メートルを超えるものの新築	延面積が3,000平方メートルを超える部分の面積について 300平方メートルまでごとに1台
		延面積が増築によって3,000平方メートルを超えることとなるもの	
		延面積がすでに3,000平方メートルを超えているものの増築	
周辺地区	全部又は一部を特定用途に供するもの	特定部分の延面積が3,000平方メートルを超えるものの新築	特定部分の延面積が3,000平方メートルを超える部分の面積について
		特定部分の延面積が増築によって3,000平方メートルを超えることとなるもの	
		特定部分の延面積がすでに3,000平方メートルを超えているものの増築	増加する特定部分の面積について

注 「延面積」には、駐車施設の用途に供する部分の床面積を含まない。

別表第2

地域又は地区	建築物の規模	駐車施設の規模	
商業地域等	特定部分の延面積が用途変更によって1,000平方メートルを超えることとなるもの	特定部分の延面積が1,000平方メートルを超える部分の面積について	200平方メートルまでごとに1台
	特定部分の延面積がすでに1,000平方メートルを超えているものの用途変更	増加する特定部分の延面積について	
周辺地区	特定部分の延面積が用途変更によって3,000平方メートルを超えることとなるもの	特定部分の延面積が3,000平方メートルを超える部分の面積について	300平方メートルまでごとに1台
	特定部分の延面積がすでに3,000平方メートルを超えているものの用途変更	増加する特定部分の延面積について	

注 「延面積」には、駐車施設の用途に供する部分の床面積を含まない。

○小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

昭和51年9月29日
小郡町規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和51年小郡町条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を必要としない建築物)

第2条 条例第4条ただし書の規定による駐車施設を必要としない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校とする。

(届出)

第3条 条例第9条の規定による駐車施設の附置に関して町長に届出ようとする者は、駐車施設設置届(別記様式第1号)に別表に掲げる図面を添えて町長に届け出なければならない。届出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(特例に関する承認)

第4条 条例第10条第2項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、駐車施設設置承認申請書(別記様式第2号)に別表に掲げる図面を添えて町長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 町長は、前項の申請について支障がないと認めたときは、駐車施設設置承認通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知をするものとする。

(立入検査の際の身分証票)

第5条 条例第13条第2項の規定による職員の身分を示す証票は、身分証明書(別記様式第4号)による。

(措置命令)

第6条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書(別記様式第5号)による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月14日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

図面の種類	明示すべき事項
-------	---------

第3条による届出用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、位置、駐車施設内外の車路及び幅員並びに敷地が接する道路及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、規模、各階の用途並びに駐車施設内外の車路及び幅員
第4条による届出用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地、境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、規模、各階の用途並びに駐車施設内外の車路及び幅員

備考

図面の縮尺

- 1 付近見取図 2,500分の1以上
- 2 配置図 200分の1以上
- 3 各階平面図 100分の1以上
- 4 建築物の姿図(正面図、側面図)を添付すること。

別記様式第1号

駐車施設	設置 変更	届
年　月　日		
小郡町長	殿	(法人にあっては主たる事務所の所在地)
設置者住所		
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
氏名		印
電話		
下記のとおり駐車施設を設置(変更)するので小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき届出ます。		
記		
駐	設	小郡町

車 施 設	置 場 所											
	敷 地 の 権 利	1 自己所有 2 借地 3 その他										
使 用 承 諾 者	住所又は所在地											
	氏名又は名称											
規 模	区分		面積及び駐車台数									
	建築物内		m2 台								合計	
	建築物外		m2 台								m2 台	
建 築 物	所 在 地	小郡町 1 商業地域等 2 周辺地区										
	用 途	1 特定 m2 2 非特定 m2										
	延 べ 面 積	階	B	1	2	3	4	5	6	7	8	合 計
※ 受 付	年 月 日 第 号											
※ 建 築 物	確認(許可)申請 受付		年 月 日 第 号									
	確認(許可)年月 日		年 月 日 第 号									
備 考												

※印は記入しないで下さい。

様式第2号

駐車施設	設置 変更	承認申請書
------	----------	-------

年 月 日

小郡町長 殿

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

設置者住所

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

氏名

印

電話

下記のとおり駐車施設を設置(変更)したいから、小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例
第10条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

駐 車 施 設	設 置 場 所	小郡町										
		敷地の権利										
使 用 承 諾 者	1 自己所有		2 借地		3 その他							
	住所又は所在地											
	氏名又は名称											
規 模	区分		面積及び駐車台数									
	建築物内		m2				台				合計	
	建築物外		m2				台				m2	
條 例 第9 条 の 建 築 物	所 在 地	小郡町 1 商業地域等 2 周辺地区										
		1 特定 m2 2 非特定 m2										
延 べ 面 積	階	B	1	2	3	4	5	6	7	8	合 計	
	面 積	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	m2	
駐 車 施 設												

	を 附 置 で き な い 理 由	
※ 受 付	年　月　日 第　　号	
※ 建 築 物	確認(許可)申請 受付	年　月　日 第　　号
	確認(許可)年月 日	年　月　日 第　　号
備 考	駐車施設を附置できない建築物の詳細図及び敷地や周辺道路の状況図を添付して下さい。	

※印は記入しないで下さい。

様式第3号

駐車施設	設置 変更	承認通知書
第　　号		
年　月　日		
住所		
氏名	殿	
山口県小郡町長 氏名 印		

年　月　日付で申請のあつたことについて、小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

駐車施設の設置場所	小郡町		
駐車規模	駐車面積	m ²	駐車台数
建築物の設置場所	小郡町		
条例による最少附置台数			
承認事項			
その他			

様式第4号

表

第　　号	身分証明書	住所 氏名	年　月　日生
上記の者は、駐車施設の立入検査をする職権を有する者であることを証明する。			
年　　月　　日	山口県小郡町長　印		

裏

	小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和51)	
--	-----------------------------------	--

	年小郡町条例第17号)抜すい	
(立入検査等)		
第13条 町長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設の立入検査をさせることができる。		
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。		

様式第5号(第6条関係)

措置命令書	
住所	第 号
氏名 殿	年 月 日
山口県小郡町長 氏名 印	
建築物の所在地	
小郡町	
建築物の用途及び規模	
上記の建築物は、小郡町建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和51年小郡町条例第17号)第 条の規定に違反しているので、同条例第14条の規定により、次のとおり措置を命ずる。	

記

措置すべき事項	
理由	